

2024年度（令和6年度）海上保安庁 選考採用試験（土木建築部門・係長級）受験案内

海上保安庁では、以下の官職の募集を行います。

採用を希望される方は、下記事項を確認のうえ、お手続き願います。

1 採用予定官職・人数

（1）第1回募集

- 国土交通技官（第一管区海上保安本部交通部整備課技術官）【係長級職員】
 - 国土交通技官（第二管区海上保安本部交通部整備課技術官）【係長級職員】
 - 国土交通技官（第三管区海上保安本部交通部整備課技術官）【係長級職員】
 - 国土交通技官（第四管区海上保安本部交通部整備課技術官）【係長級職員】
 - 国土交通技官（第六管区海上保安本部交通部整備課技術官）【係長級職員】
 - 国土交通技官（第七管区海上保安本部交通部整備課技術官）【係長級職員】
 - 国土交通技官（第八管区海上保安本部交通部整備課技術官）【係長級職員】
 - 国土交通技官（第十管区海上保安本部交通部整備課技術官）【係長級職員】
- 各1名（第十管区のみ2名）

（2）第2回募集

- 国土交通技官（管区海上保安本部交通部整備課技術官）【係長級職員】
- 国土交通技官（管区海上保安本部経理補給部経理課営繕係）【係長級職員】
- 国土交通技官（海上保安大学校事務局会計課施設係）【係長級職員】
- 国土交通技官（海上保安学校事務部会計課施設係）【係長級職員】

のうち4名程度

※第2回募集のうち、第一～第十一管区海上保安本部は本人の希望を考慮して採用管区を決定します。

※第1回募集で必要な採用者数を確保できた場合は、第2回募集の一部の受付を中止する場合があります。

※経理補給部、営繕係のない管区にあってはそれぞれ総務部、施設係。

2 職務内容

民間企業等における実務の経験を活用し、海上保安庁所管行政に関する事務の実施等、次の業務を担当する職員（係長級）として採用します。

（1）管区海上保安本部交通部整備課

沿岸部や防波堤などに設置している航路標識（灯台、灯浮標等）の建設及び修繕並びに災害又は老朽対策のための施設等点検、設計、積算、監督及び検査等の予算執行事務。

- (2) 管区海上保安本部経理補給部経理課、海上保安大学校及び海上保安学校等海上保安部などが入居している事務所（庁舎）、職員宿舎、巡視船艇の係留に必要な栈橋等の海上保安施設（以下「施設等」という。）の建設及び修繕並びに災害又は老朽対策のための施設等点検、設計、積算、監督及び検査等の予算執行事務。

3 求める人材

- (1) 海上保安行政に対する強い関心と、全体の奉仕者として働く熱意を有する者。
- (2) 課題を解決できる論理的な思考力、判断力及び表現力を有する者。
- (3) 適切かつ効果的に対人折衝・調整を行うことのできる能力を有する者。
- (4) 課された役割の範囲内で自律的に行動ができ、物事を進める推進力を有する者。
- (5) 民間企業等の職務経験を通じて、その知識及び能力の向上が見込まれる資質を有する者。
- (6) 鉄筋コンクリート建築に関する図面の解読や設計に関する技術を有する者。

4 応募資格

次の①又は②のいずれかの資格を有し、かつ③の条件を満たす者

- ① 二級建築士以上の資格を有する者。
- ② 技術士のうち次のいずれかの技術部門に登録した者
「船舶・海洋部門」「金属部門」「建設部門」「水産部門（水産土木に限る）」
- ③ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学、短期大学、高等専門学校若しくは高等学校を卒業した者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者で、一定の職務経験（大学を卒業した者は 9 年以上、短期大学及び高等専門学校を卒業した者は 11 年以上、高等学校を卒業した者は 13 年以上）を有する者。

ただし、次のいずれかに該当する者は応募できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法第 38 条の規定により国家公務員となることが出来ない者
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心身耗弱を原因とするもの以外）

- (4) 採用予定時期までに国家公務員法第 81 条の 6 に定める定年に達する者
(令和 6 年度における定年年齢は 61 歳。)

5 勤務先

海上保安庁本庁、全国の管区海上保安本部、海上保安大学校及び海上保安学校。
採用後、ご本人のキャリアアップのため、ご本人の希望を踏まえつつ、海上保安庁、全国の管区海上保安本部、海上保安大学校及び海上保安学校を異動していただくことがあります。

6 採用予定日

(1) 第 1 回募集

原則として、令和 6 年 10 月 1 日

(2) 第 2 回募集

原則として、令和 7 年 4 月 1 日

※(1)及び(2)の採用予定日は採用予定者の事情に配慮しますので、ご相談ください。

7 給与等

(1) 給与

「一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95 号)」に基づき、学歴、経験年数等を勘案して決定されます。

なお、採用後の勤務実績に応じて昇給(年 1 回)等があります。

基本給：月額 240,900 円～

(2) 手当

代表的なものとして以下のものがあり、職員の実情に応じて、「一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95 号)」に基づき支給されます。

- ・地域手当(勤務地によって俸給等の 3/100～20/100)
- ・扶養手当(子月額 1 万円等)
- ・住居手当(家賃により支給額が異なるが、月額最高 2.8 万円)
- ・通勤手当(6 箇月定期券等の価額(1 箇月あたり最高 5.5 万円)等)
- ・超過勤務手当(正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給)
- ・期末・勤勉手当(いわゆるボーナス：成績区分が良好(標準の場合、1 年間に俸給等の約 4.4 月分))
- ・本府省業務調整手当：本府省の業務に従事する者に支給。

8 勤務時間・休暇

(1) 勤務時間

勤務時間は、原則 1 日 7 時間 45 分で、土・日曜日及び祝日、年末 12 月 29 日～年始 1 月 3 日は休みです。

(2) 休暇

休暇は、年 20 日の年次休暇（4 月 1 日採用の場合、15 日付与されます。20 日を限度として翌年に繰り越されます。）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季、結婚、出産、忌引き、ボランティア等）及び介護休暇等があります。

また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の両立）支援制度として、育児休業制度等があります。

9 選考方法等

(1) 選考方法

①一次試験（書類選考）

- ・経歴評定
- ・作文試験（職務遂行に必要な能力を有しているかどうかを判断する試験）

②二次試験

- ・人物試験（人柄、対人能力等についての個別面接）

(2) 二次試験地

二次試験は海上保安庁交通部（東京都千代田区霞が関 2-1-3）で行います。（状況に応じオンラインによる面接を行うことがあります。）

10 選考日程

(1) 第 1 回募集

受付期間	令和 6 年 4 月 15 日（月）～ 5 月 24 日（金） 17 時 00 分受信分まで有効。
一次試験 合格発表	6 月 14 日（金）までに、申込書記載のメールアドレスあてに通知します。
二次試験	7 月 1 日（月）～ 7 月 12 日（金）の指定する日
最終合格発表	7 月 22 日（月）までに通知します。

(2) 第 2 回募集

受付期間	令和 6 年 8 月 1 日（木）～ 9 月 30 日（月） 17 時 00 分受信分まで有効。
一次試験 合格発表	10 月 18 日（金）までに、申込書記載のメールアドレスあてに通知します。
二次試験	11 月 5 日（火）～ 11 月 15 日（金）の指定する日
最終合格発表	11 月 25 日（月）までに通知します。

11 応募方法等

(1) 応募方法

海上保安庁HPから、下記（2）で示す書類をダウンロードし PDF 形式とし

たうえで、電子メールにより送付してください。
なお、郵送等による応募は受けつけません。

【提出書類様式掲載ページのURL】

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/saiyou/saiyou.html>

【提出先】

jcjg-hkotsukikaku2*gxb.mlit.go.jp

※迷惑メール対策のため、メールアドレスの一部を変更しています。

「*」を半角の「@」に変更の上、送信してください。

※応募書類提出時のメールの件名は、

【応募書類提出】海上保安庁土木建築部門職員選考採用試験
としてください。

※メール受信確認後、担当から受付した旨返信します。送信から2、3日（土日祝を除く。）しても受付メールが届かない場合は、「12. 問合せ先」に記載の問合せ先に連絡をお願いします。

※書類に不備があった場合、応募を受けつけられない場合がありますので、ご注意ください。

(2) 提出書類

①申込書（様式1）

②職歴表（様式2）

③作文（様式3）

作文のテーマは、各提出書類の様式と同じHPで公開していますので、所定の書類（様式3）に800～1,200字程度で記載してください。

※【応募資格】を満たしているかどうかを確認するため、最終合格者の方には次の書類を提出していただきます。証明書等を提出できない場合又は虚偽の記載がなされている証明書等の提出があった場合には、採用予定を取り消す場合があります。

- ・卒業証明書（高等学校分以降のもの全て）の写し
- ・勤務証明書（勤務状況を証明する書類）
- ・二級（一級）建築士免許証の写し又は免許証明書の写し
- ・技術士登録証の写し又は技術士登録等証明書の写し

※勤務証明書については給与額を決定するうえでも必要となります。勤務証明書の提出がない期間については、職務経歴として通算されませんのでご

注意ください。

(3) その他

- ①応募に関する秘密は厳守します。
- ②提出書類については返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

12 問合せ先

〒100-8976 東京都千代田区霞が関2丁目1-3

海上保安庁 交通部企画課監理係（採用担当）

電話：03-3591-5650（直通）（受付時間：平日午前9時30分～午後6時15分）